

市公用車と思われる車からのたばこのポイ捨てについて

苦情申立ての概要

「道路の美化で明るい街づくり 川崎市」という横断幕（以下「本件横断幕」といいます。）を掲げた自動車（以下「本件車両」といいます。）の運転手が、窓からたばこの灰を道路に捨てているのを見かけました（以下「本件ポイ捨て」といいます。）。道路の美化どころか、道路を汚しながら運転されていたので、市の職員なのであればそのような行為はやめていただきたいと思いました。

本当に市の職員なのか、行政の仕事として委託している事業者なのかどうかなどの御確認をお願いします。

市民オンブズマンの判断

市によれば、苦情申立書に記載された、日時、場所、車のナンバーから、本件ポイ捨ては、市が委託している企業（以下「本件企業」といいます。）の社員が行ったものであることが確認できたとのことです。また、本件横断幕については、本件車両が本件企業の車両であることを示すとともに、道路等の違反広告物は汚損原因の一つとなり得ることから、美観風致の維持のため「道路の美化で明るい街づくり」の啓発活動として掲げているものとのことです。

市民オンブズマンは、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為を苦情調査の対象としており（川崎市市民オンブズマン条例第2条本文）、民間企業の行為については調査する権限を有していません。そのため、今回、市民オンブズマンは本件企業に対する市の指導及び監督が適切であるかについて調査を行いました。

この点について、市は、市民オンブズマンから苦情申立ての連絡を受けて、本件企業に問合せを行い、本件ポイ捨てがあった事実を確認しています。

その上で、市は、本件企業から、本件ポイ捨てという不適切な行為は、マナー違反では済まされず、市民・行政に迷惑をかけたため、運転手を他の業務に配置転換し、会社としても重く受け止め二度とこのような事を起こすことのないよう、職員全員に毎日の朝礼や業務ごとのミーティングで指導している旨の文書を受領して詳細な事情を確認しました。

そこで、市は、本件企業に対して、本件ポイ捨ては各種法令に違反する行為であるとともに、市民の行政に対する大きな信用失墜行為であり、大変遺憾であるとして、厳しく注意喚起と指導を行う旨の注意文書を発出しました。

このように、本件ポイ捨てについては、市は、あなたの本件苦情申立てにより、初めて事実を知ったものであり、その上で、本件企業に対して適切な指導及び監督を行っていることと認められるので、この点について、市の対応に不備はないと市民オンブズマンは判断します。

もつとも、一般論として、たばこの吸い殻や灰を道路に捨てることは到底許されるものではなく、ましてや、道路の美化を標語とする横断幕を掲げた車両から行われることはもっての外です。そのため、市としては、本件企業のみならず、市の事業を受託している事業者全体に今一度、たばこの吸い殻や灰のポイ捨てについて、注意喚起を行っていただきたいと思います。